

# 税の申告はお早めに

2月16日(火)  
3月15日(火)

## 所得税確定申告書作成会場は東京国税局(築地)に変更

### 住民税

区から住民税の申告書を2月10日(水)に発送します(受付は2月16日(火)から)。

特別区民税・都民税申告受付場所(表1)で申告してください。

#### 「申告に必要な方(表2)」

平成28年1月1日現在、区内在住で、前年中(平成27年1月12月)に収入のあった方のうち申告不要とされていない方

受付場所	受付期間
江東区文化センター 2階臨時窓口 (東陽4-11-3)	2/16(火)~3/15(火) ※土・日曜は除く 9:00~16:30
総合区民センター7階 第5会議室 (大島4-5-1)	3/1(火)~3/7(月) ※土・日曜は除く 9:00~16:30

## 表2 あなたの申告は?

○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
① 収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	不要です※1	不要です (医療費等の控除の追加をする場合と税金が還付される場合があります)
② 給与収入が2,000万円を超えている	必要です (所得税で確定申告された方は不要です)	必要です
③ 給与以外の所得が20万円を超えている		
④ 給与を2か所以上から受けている		
⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥ アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されてなく、基礎控除以外の控除はない)		
⑦ アルバイト・パート収入が103万円以下	不要です (所得税が源泉徴収されている方は、申告すると税金が還付されます)	不要です (還付を受ける場合は申告する必要があります)
⑧ 公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上)のところから支給されている場合はその合計	不要です※2	不要です (還付を受ける場合は申告する必要があります)
⑨ 上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	不要です※2	不要です (還付を受ける場合は申告する必要があります)
⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	不要です※3	不要です
⑪ 昨年の収入なし	不要です	不要です

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。  
※2 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。  
※3 非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

平成28年度住民税の主な改正点  
「住宅借入金等特別税額控除の延長」  
住宅借入金等特別税額控除に

今回の住民税の申告で、マイナンバーを記載する必要はありません。記載が必要となるのは、平成29年度(平成28年1月12月の所得)の申告からです。  
個人住民税は特別徴収で

## 所得税

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

## 表4 所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場

作成会場	受付期間
東京国税局(1階) (中央区築地5-3-1) [最寄り駅]都営大江戸線「築地市場駅」	2/12(金)~3/15(火) ※土・日曜は除く。 ただし、2/21(日)、2/28(日)は開設[受付時間]8:30~16:00 [相談時間]9:15~

## 表3 東京国税局案内図



※ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

## 表5 税理士による無料申告相談

申告書を作成して提出できます。会場が混雑する場合は、受付を早めに締め切ることがあります。

開催日・開催会場(江東西税務署管内)	時間
2/2(火)・3(水) 豊洲シビックセンター7階レクホール(豊洲2-2-18)	9:30~12:00 (受付は11:30まで)
2/4(木)・5(金) 豊洲シビックセンター7階サブプレクホール	
2/18(木)・19(金)・2/23(火)~26(金) 江東区文化センター展示室(東陽4-11-3)	13:00~16:00 (受付は15:30まで)
2/23(火)~26(金) 砂町文化センター3階第2研修室(北砂5-1-7)	
3/2(水)~4(金)・3/9(水)~11(金) 総合区民センター6階サブ・レクホール(大島4-5-1)	

※ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

算し、申告期限までに確定申告書を作成して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

申告書の作成は国税庁ホームページで

「開設期間」3月15日(火)まで(月・金曜(祝日を除く))および2月21日・28日、3月6日・13日の日曜、午前9時~午後8時)

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

公的年金を受給している方は要件を満たせば申告不要

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(複数から受給している場合は、その合計額)でその公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

この場合でも還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記入を忘れないでください。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

税理士による無料申告相談

東京税理士会が行う税理士による無料申告相談で、申告書を作成して提出することができます(表5)。

小規模納税者の所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合、住宅借入金等特別控除を受ける場合を除きます)。

申告書等の提出のみの方は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送でご提出ください。

確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具および印鑑等をご持参ください。